



つむぎだより No.41

＝ スイカのタネ飛ばし ＝

8月初旬、いつも季節の野菜を提供してくれるスタッフが、スイカを丸ごと一個、事務所へ持ってきてくれました。

代表二人は、「スイカ割りがしたい！」言いましたが、「事務所内ではやはり無理です」とスタッフに却下され、代わりに「スイカのタネ飛ばし大会」をすることになりました。

大会は、スタッフ全員が出勤する火曜日に。午後スイカを食べながら、飛ばすことに。3回ずつタネをとばし、飛距離を競い合いました。タネを飛ばすコツをつかみ、3メートル以上飛ばす人、思い通りにいかずタネが落ちた(飛ばなかった)人と様々でしたが、お盆休み前のちょっとしたレクレーションとなりました。

コロナ明けの夏、せっかくのお盆休みには台風が直撃したりと、思いがけないこともありましたが、去年とは違った夏をスタッフ全員が過ごしていたようです。(川東)

1、最低賃金の全国加重平均で初の1,000円超え

◆全国加重平均額※は1,004円

8月18日、令和5年度の各都道府県における地域別最低賃金の答申額が公表されました。

この公表における答申額は、7月28日に中央最低賃金審議会(以下、中央審議会)でまとめられた目安額を上回り、全国加重平均額は1,004円(去年は、961円)で、初めて1,000円を超えました。

◆過去最高の引上げ額決定の背景

過去最高の引き上げとなった背景には、7月に中央審議会でまとめられた目安「引上げ額の基準は4.3%」(昨年3.3%)が大きく影響しています。

最低賃金額は、政府の方針、通常事業での賃金支払能力や労働者の生計費を総合的に勘案して決定されますが、本年は以下の2点を踏まえ、労働者の生計費を強く重視した目安となりました。

- ・昨年10月から今年6月までの消費者物価指数の対前年同期比4.3%
- ・消費者物価の上昇が続いている

この目安を受け、加藤厚生労働大臣は、8月8日の記者会見で「賃上げしやすい環境の整備が重要」と述べ、「中小企業・小規模事業者が最低賃金を上げるために、生産性の向上に取り組める体制がとれるよう、できるだけ早期に検討を進めていく」旨を表明しています。

8月18日に発表された答申をもとに10月1日以降10月上旬までの間に、地域別最低賃金が順次正式決定されます。

例年、答申改定額が決定金額となりますので、これを確定額と考え、今後の対応を決定する必要があります。以下、ご参考ください。

※ 地域別の労働者数を考慮して調整した平均額

* 令和5年度の最低賃金目安

関西の主な都道府県の答申改定額は以下の通りです。

- ・大阪府 1,064円 ・兵庫県 1,001円
- ・京都府 1,008円 ・滋賀県 967円
- ・奈良県 936円 ・和歌山県 929円

関東、東海、他地域(ご参考)

- ・東京都 1,113円 ・神奈川県 1,113円
- ・静岡県 984円 ・愛知県 1,027円
- ・三重県 973円 ・沖縄県 896円

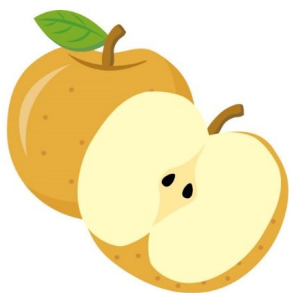


＝季節のコラム＝

まだまだ残暑が厳しいこの頃。水分をたっぷり含んだ果物が欲しくなりますね。

「ナシ」は、日本で栽培される果物の中でも歴史が古く、弥生時代にはすでに食べられていたようですが、文献に初めて登場するのは『日本書紀』で、持統天皇の詔(みことのり)において五穀とともに「桑、苧、梨、栗、蕪菁(かぶ)」の栽培を奨励する記述があります。江戸時代には100を超す品種があったといい、市川や船橋といった近郊の果樹園で栽培されていたとか。

「梨」と「無し」の掛け言葉で、返事のないことを「梨の礫(つぶて)」といいます。意味が合っていますが、「無しの礫」の方が誤記である、というのが面白いですね。(鹿島)



社会保険労務士法人つむぎ

〒540-0012

大阪市中央区谷町2丁目1番22号

フェアステージ大手前ビル7階

電話: 06-4397-3358

FAX: 06-4397-3359

Email: info@sr-tsumugi.or.jp

営業時間

平日 9:00～18:00

HP: <https://sr-tsumugi.or.jp/>

2、令和4年度労基署の是正勧告&指導事例

令和4年度に労働基準監督署が実施した「監督指導の結果」が公表されました。

この監督指導は、時間外・休日労働時間が1か月当たり80時間を超えているとみられる事業場や、長時間・過重労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場(33,218件)に対して行われたものです。具体的な例が記載されていますので、抜粋してご紹介します。

◆是正勧告例

- ・時間外労働が36協定で定めた上限時間を超えていた
- ・時間外・休日労働が労基法に定められた上限時間を超えていた
- ・時間外・休日労働時間が、1か月当たり80時間を超えた労働者に対して、時間外・休日労働時間に関する情報を通知していなかった
- ・休日労働について3割5分以上の割増賃金を支払っていなかった
- ・衛生委員会にて、長時間労働による労働者の健康障害防止を図るべく、対策樹立のための調査審議がなされていなかった

- ・一定基準以上の深夜業に従事する労働者に対し、6か月以内ごとに1回、健康診断を実施していなかった

◆指導事例

- ・時間外・休日労働時間を1か月当たり80時間以内とするための具体的方策の検討・実施について指導
- ・1か月当たり80時間を超えて時間外・休日労働を行わせた労働者に対し、医師による面接指導制度の導入を指導

詳細は、厚生労働省のホームページ「長時間労働が疑われる事業場に対する令和4年度の監督指導結果を公表します」をご覧ください。

[https://www.mhlw.go.jp/](https://www.mhlw.go.jp/content/11202000/000969975.pdf)

[content/11202000/000969975.pdf](https://www.mhlw.go.jp/content/11202000/000969975.pdf)



3、今月のおすすめ本

今月は「うちの職場がムリすぎる。」(著者: 沢渡 あまね 出版: すばる舎)をご紹介します。

今回は、「組織を考える」というテーマを選びました。終身雇用制、年功序列、変化を嫌う等という日本的組織に切り込む内容になっています。コロナ禍から脱却し、通常の業務活動に戻っているものの、以前と違い、在宅勤務が増え、ダブルワークも多くなり、働き方も随分変わってきています。

古い考え方に固執するのではなく、自ら考え、『考働』していき、組織を変えていく。社員さんも経営者も、できることから

やっていくということですね。

解決策は本の中にたくさん記載されていますが、できるところから、「やり続ける」ことが必要だと感じました。実践あるのみです!! (川東)

